

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第296号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「7万円」を「8万円」に改める。

附則第7項の見出しを「（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）」に改め、同項中「所得について同条第4項」を「所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項」に改め、「に限る。」の次に「以下「特定公的年金等控除額」という。」を加える。

附則第16項を附則第20項とし、附則第13項から附則第15項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第12項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に、「第10項」を「第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第11項を第15項とし、第8項から第10項までを4項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の4項を加える。

（平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

8 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第25条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 9 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第25条の規定の適用については、附則第7項の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 10 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第11条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した額)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 11 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第11条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した額)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 掲示済)

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第297号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第135号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

(津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る使用料について適用し、同日前に行われた診療に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成18年3月31日 掲示済)

津市・榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

津市長 松田直久

津市規則第239号

津市・榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市・榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第139号）の一部を次のように改正する。

第2条中「テニス場」の次に「及び足湯」を加える。

第3条を次のように改める。

（使用時間）

第3条 テニス場及び足湯を使用することができる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が自然の森の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) テニス場 午前9時から午後9時まで

(2) 足湯 午前10時から午後5時まで

第10条第1号中「提出」を「提示」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月27日 掲示済）

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第240号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則(平成18年津市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「総合支所長専決事項」の次に「及び教育委員会事務局事務所長専決事項(契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。)」を加え、

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長 津 印 市 </div>	れい書 	方5 	医療費受給資格 証の内容変更 	医療助成室 福祉医療費 担当の担当 主幹又は担 当副主幹	1
---	-------------	------------	---------------------------	--	---

を

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長 津 印 市 </div>	れい書 	方5 	医療費受給資格 証の内容変更 	医療助成室 福祉医療費 担当の担当 主幹又は担 当副主幹	1
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 津 市 長 印 </div>	れい書 	方10 	障害福祉サービ ス受給者証、身 体障害者受給者 証及び知的障害 者受給者証の内 容変更	高齢・障が い福祉課障 がい福祉担 当並びに久 居総合支所 福祉課福祉 担当及び各 総合支所 (久居総合 支所を除く。)市民 福祉課福祉	10

に改め、

				担当の担当 主幹又は担 当副主幹	
--	--	--	--	------------------------	--

同表市長職務代理者印の項中

津市長 職務代理 者印	れい書	方 21	戸籍に関する事項(戸籍及び除かれた戸籍の謄本、抄本及び諸証明並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明した書面を除く。)	市民課戸籍・管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1

を

津市長 職務代理 者印	れい書	方 21	戸籍に関する事項(戸籍及び除かれた戸籍の謄本、抄本及び諸証明並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明した書面を除く。)	市民課戸籍・管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
渡邊	かい書	直径 6	戸籍及びその受付帳の記載事務	市民課戸籍・管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
			外国人登録証明の記載事務	市民課外国人登録担当の担当主幹又は担当副主幹	1

に改め、

「総合支所長専決事項」の次に「及び教育委員会事務局事務所長専決事項（契

約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。）」を加え、同表社会福祉事務所長印の項中「居宅受給者証、施設受給者証、」を削り、同表保育園印の項及び保育園長印の項中「３０」を「２８」に改める。

附 則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、別表市長職務代理者印の項の改正規定（「総合支所長専決事項」の次に「及び教育委員会事務局事務所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものは除く。）」を加える部分は除く。）は、公布の日から施行する。

（平成１８年３月３１日 掲示済）

津市助役定数条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第241号

津市助役定数条例の施行期日を定める規則

津市助役定数条例（平成18年津市条例第293号）の施行期日は、平成18年4月1日とする。

（平成18年3月31日 掲示済）

津市助役事務分担規則をここに公布する。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第242号

津市助役事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、助役の事務の分担等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の分担等)

第2条 助役は、次のとおり事務を分担するものとする。ただし、市長が特に命ずる事務については、この限りでない。

(1) 1人の助役

ア 市長公室に属する事務

イ 総務部に属する事務

ウ 市民部に属する事務

エ 環境部に属する事務

オ 商工観光部に属する事務

カ 農林水産部に属する事務

キ 競艇事業部に属する事務

ク 消防部局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）

ケ 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）

コ 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

サ 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）

シ 議会に属する事務（議会及び議長の権限に属する事務を除く。）

(2) 他の1人の助役

ア 防災危機管理室に属する事務

イ 財務部に属する事務

ウ 健康福祉部に属する事務

エ 都市計画部に属する事務

オ 建設部に属する事務

カ 下水道部に属する事務

- キ 収入役室に属する事務（収入役の権限に属する事務を除く。）
 - ク 水道局に属する事務（水道事業管理者の権限に属する事務を除く。）
 - ケ 短期大学に属する事務（学長の権限に属する事務を除く。）
 - コ 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
 - サ 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
 - シ 公平委員会に属する事務（公平委員会の権限に属する事務を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、助役のいずれもが共同して担任するものとする。
- (1) 市長公室政策課所管の計画に係る事務
 - (2) 財務部財政課に属する事務
 - (3) 環境部新最終処分場建設推進課に属する事務
 - (4) 商工観光部企業立地課に属する事務
 - (5) その他市長が指定する事務
（議会提出議案その他重要な事務等）

第3条 議会提出議案その他重要な事務等については、前条第1項の規定にかかわらず、他の助役に合議するものとする。

（事故があるとき等の処理）

第4条 いずれかの助役に事故があるとき、又はいずれかの助役が欠けたときは、当該助役の分担に係る事務は、他の助役が処理するものとする。

2 いずれかの助役に事故がある場合において、当該助役の分担に係る事務のうち重要なものについて他の助役が処理したときは、当該処理の内容に関し当該事務の分担に係る助役の後関に供するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、助役の事務の分担等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日 掲示済）

津市訓令第 37 号

庁中一般
出先機関

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程（平成 18 年津市訓令第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

従事員基本賃金表

				(日額 単位 円)	
	投	票	そ の 他	警	備 員
1	10,850		10 10,620	1	11,090
2	10,800		11 10,610	2	10,630
3	10,750		12 10,590	3	10,590
4	10,720		13 10,570		
5	10,710		14 10,550		
6	10,690		15 10,530		
7	10,670		16 10,500		
8	10,640		17 10,450		
9	10,630		18 10,410		

別表第3中周年記念競走の開催日の項の「3,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 揭示済)

津市訓令第 38 号

庁中一般
出先機関

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所処務規程（平成 18 年津市訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 本庁の表高齢・障がい福祉課の部障がい福祉担当の項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

別表第 1 久居総合支所の表福祉課の部高齢・障がい担当の項第 4 号及び第 5 号を削り、同項第 6 号中「、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とする。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項第 13 号及び第 14 号を削り、同項第 15 号中「、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法」を削り、同号を同項第 13 号とし同項第 16 号を同項第 14 号とする。

別表第 2 本庁の表高齢・障がい福祉課の項を次のように改める。

<p>高齢・障がい 福祉課</p>	<p>(1) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する便宜供与及び便宜供与の委託に関する事。</p> <p>(2) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する短期間入所させ、行う養護及び短期間入所させ、養護することの委託に関する事。</p> <p>(3) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する日常生活上の援助及び当該援助の委託に関する事。</p> <p>(4) 老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与及び当該用具の給付又は貸与の委託に関する事。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
-----------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------

	<p>(5) 老人福祉法第11条第1項第1号に規定する養護老人ホームへの入所及び養護老人ホームへの入所の委託に関する事。</p> <p>(6) 老人福祉法第11条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームへの入所及び特別養護老人ホームへの入所の委託に関する事。</p> <p>(7) 老人福祉法第11条第1項第3号に規定する養護の委託に関する事。</p> <p>(8) 老人福祉法第11条第2項に規定する葬祭及び葬祭の委託に関する事。</p> <p>(9) 老人福祉法第27条第1項に規定する遺留金品の処分に関する事。</p> <p>(10) 老人福祉法第36条に規定する調査の囑託及び報告の請求に関する事。</p> <p>(11) 児童福祉法第21条の25第1項に規定する障害福祉サービスの提供の委託に関する事。</p> <p>(12) 身体障害者福祉法第9条第5項及び第6項に規定する身体障害者更生相談所の技術的援助又は判定依頼に関する事。</p> <p>(13) 身体障害者福祉法第17条の2第1項に規定する身体障害者の診査及び更生相談並びに必要な措置に関する事。</p> <p>(14) 身体障害者福祉法第18条第1項に規定する障害福祉サービスの提供の委託に関する事。</p> <p>(15) 身体障害者福祉法第18条第3項に規定する身体障害者更生施設等への入所の委託に関する事。</p> <p>(16) 身体障害者福祉法第18条の3に規定する措置の解除に係る説明等に関する事。</p> <p>(17) 身体障害者福祉法第23条に規定する売店設置及び運営に係る協議、調査等に関する事。</p> <p>(18) 知的障害者福祉法第15条の32第1項に</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	
--	---	--	--

	規定する障害福祉サービスの提供の委託に関する こと。		
	(19) 知的障害者福祉法第16条第1項第1号に 規定する指導に関すること。	○	
	(20) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号に 規定する知的障害者更生施設等又は福祉施設に 入所させて行う更生援護の委託に関すること。		○
	(21) 知的障害者福祉法第16条第1項第3号に 規定する職親への更生援護の委託に関するこ と。		○
	(22) 三重県知事が交付する身体障害者手帳の交 付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び 身体障害者手帳の交付に関すること。	○	
	(23) 三重県知事が交付する療育手帳の交付に係 る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手 帳の交付に関すること。	○	

別表第2久居総合支所の表及び河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表を次のように改める。

久居総合支所

課	専決事項	課長
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦傷病者特別援護法第21条第1項に規定する補装具の支給及び修理に関する事。 ・ 母子及び寡婦福祉法及び同法の施行のための三重県規則に基づく貸付けに係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書、納入通知書その他の書類の交付に関する事。 ・ 老人福祉法第10条の4第2項に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与及び当該用具の給付又は貸与の委託に関する事。 ・ 老人福祉法第36条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関する事。 ・ 児童福祉法第25条に規定する要保護児童に係る通告の受理及び同法第25条の6に規定する要保護児童の状況把握に関する事。 ・ 身体障害者福祉法第17条の2第1項に規定する身体障害者の診査及び更生相談並びに必要な措置に関する事。 ・ 知的障害者福祉法第16条第1項第1号に規定する指導に関する事。 ・ 三重県知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関する事。 ・ 三重県知事が交付する身体障害者手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関する事。 	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所

課	専決事項	課長
市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦傷病者特別援護法第21条第1項に規定する補装具の支給及び修理に関すること。 ・ 母子及び寡婦福祉法及び同法の施行のための三重県規則に基づく貸付けに係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書、納入通知書その他の書類の交付に関すること。 ・ 老人福祉法第10条の4第2項に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与及び当該用具の給付又は貸与の委託に関すること。 ・ 老人福祉法第36条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。 ・ 児童福祉法第25条に規定する要保護児童に係る通告の受理及び同法第25条の6に規定する要保護児童の状況把握に関すること。 ・ 身体障害者福祉法第17条の2第1項に規定する身体障害者の診査及び更生相談並びに必要な措置に関すること。 ・ 知的障害者福祉法第16条第1項第1号に規定する指導に関すること。 ・ 三重県知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関すること。 ・ 三重県知事が交付する身体障害者手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関すること。 	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 掲示済)

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項の表中「以下同じ。）を除く。）」を「以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）」に改める。

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表高齢・障がい福祉課の項を次のように改める。

高 齢 ・ 障 が い 福 祉 課		軽 易 な の	や や 重 要 な の	重 要 な の	
1 高齢福祉に係る計画及び調整に関すること。					
2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条の規定に基づく費用の決定及び徴収並びに減免に関すること。				○	
3 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条の規定に基づく費用に係る納入通知書の発送に関すること。	○				
4 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業に係る助成券の交付決定に関すること。		○			
5 生活管理指導短期宿泊事業に係る利用の決定等に関するこ		○			

	と。				
6	配食サービス事業に係る委託及び利用の決定等に関する事 と。	○			
7	外出支援サービス事業に係る 利用の決定等に関する事 と。	○			
8	軽度生活家事援助事業に係る 利用の決定等に関する事 と。	○			
9	紙おむつ等給付事業に係る給 付の決定等に関する事 と。	○			
10	訪問理美容サービス事業に係 る利用の決定等に関する事 と。	○			
11	在宅寝たきり老人等寝具乾燥 事業に係る利用の決定等に関 する事 と。	○			
12	高齢者生活支援事業見守りケ ーブルに関する事 と。	○			
13	高齢者生活福祉センター居住 事業に係る利用の決定等に関 する事 と。	○			
14	外国人高齢者福祉給付金支給 事業に係る受給資格の認定及 び支給の決定等に関する事 と。	○			
15	老人福祉電話事業に係る貸与 の決定等に関する事 と。	○			
16	緊急通報装置事業に係る貸与 の決定等に関する事 と。	○			
17	老人日常生活用具給付等事業 に係る給付の決定等に関する 事 と。	○			
18	徘徊高齢者家族支援サービス 事業に係る利用の決定等に関 する事 と。	○			
19	生きがい活動支援通所事業に 係る利用の決定等に関するこ と。	○			

	と。			
20	自立支援給付に関する報告等に関すること。			○
21	介護給付費等の支給の要否の決定又は支給決定の取消しに関すること。			○
22	障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関すること。	○		
23	介護給付費等の支給決定の変更に関すること。	○		
24	介護給付費等の支給に関すること。			○
25	介護給付費等の支払に関すること。			○
26	自立支援医療費の支給に関すること。			○
27	補装具の交付又は修理及び補装具の購入又は修理に要する費用の支給に関すること。	○		
28	補装具の交付又は修理の委託に関すること。	○		
29	日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること。	○		
30	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者更生援護施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○		
31	施設訓練等支援費の支給に関すること。			○
32	施設訓練等支援費の支給の要否の決定に関すること。			○
33	施設訓練等支援費の支払に関			○

	すること。			
34	施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。	○		
35	施設支給決定の取消しに関すること。		○	
36	更生訓練費又は物品の支給に関すること。	○		
37	施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。	○		
38	身体障害者更生施設等への入所の要否に係る意見書の交付に関すること。		○	
39	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第3項及び第4項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条並びに児童福祉法第56条第2項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用の決定及び徴収並びに減免に関すること。		○	
40	身体障害者福祉法第38条第3項及び第4項及び知的障害者福祉法第27条並びに児童福祉法第56条第2項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用に係る納入通知書の発送に関すること。	○		
41	精神障害者に係る医療保護入院の同意に関すること。		○	

- | | | | | |
|--|---|--|---|--|
| 42 自立支援医療費（精神通院医療費）事務に係る進達に関する
こと。 | ○ | | | |
| 43 精神障害者保健福祉手帳の交
付に関すること。 | ○ | | | |
| 44 特別児童扶養手当に係る認定
の請求に関すること。 | ○ | | | |
| 45 障害児福祉手当、特別障害者
手当及び福祉手当に係る認定及
び却下並びにこれらの額の改定
及び受給事由の消滅に関するこ
と。 | ○ | | | |
| 46 障害児福祉手当、特別障害者
手当及び福祉手当の受給者に係
る変更（これらの手当の額の改
定に係るものを除く。）に関す
ること。 | ○ | | | |
| 47 重度心身障害者等介護手当及
び心身障害児福祉年金に係る
認定及び却下並びにこれらの額
の改定及び受給事由の消滅に関
すること。 | ○ | | | |
| 48 重度心身障害者等介護手当及
び心身障害児福祉年金の受給
者に係る変更（これらの手当及
び年金の額の改定に係るものを
除く。）に関すること。 | ○ | | | |
| 49 難病患者等ホームヘルプサー
ビス事業に係る利用の決定等
に関すること。 | | | ○ | |
| 50 難病患者等短期入所事業に係
る利用の決定等に関すること。 | | | ○ | |
| 51 難病患者等日常生活用具給付
事業に係る給付の決定等に関す
ること。 | ○ | | | |

52 高次脳機能障害者生活支援事業に係る申請及び訓練費用の支払に関する事			○		
53 障害者小規模作業所に係る設置の承認に関する事			○		
54 手話通訳者等の派遣に関する事	○				
55 知的障害者生活ホーム入居委託事業に係る利用の決定等に関する事			○		

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 揭示済)

津市訓令第40号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表福祉課の部高齢・障がい担当の項中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく申請の受付及び調査等に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項中第30号を第31号とし、第24号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 障害者自立支援法に基づく申請の受付及び調査等に関すること。

別表第5共通専決事項の表中「以下同じ。）を除く。）」を「以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）」に改める。

別表第6久居総合支所の表福祉課の項を次のように改める。

福祉課	1	福祉バスの運行及び管理に関すること。	○			
	2	児童手当に係る認定請求書の処理に関すること。	○			
	3	児童福祉法に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談並びに調査指導の実施及び報告に関すること。	○			
	4	児童虐待の防止等に係る相談及び調査指導等の実施に関すること。	○			
	5	はり・きゅう・マッサージ施術費	○			

助成事業に係る助成券の交付決定に関すること。				
6 生活管理指導短期宿泊事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
7 配食サービス事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
8 外出支援サービス事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
9 軽度生活家事援助事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
10 紙おむつ等給付事業に係る給付の決定等に関すること。	○			
11 訪問理美容サービス事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
12 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
13 高齢者生活福祉センター居住事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
14 外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る認定及び支給の決定等に関すること。	○			
15 老人福祉電話事業に係る貸与の決定等に関すること。	○			
16 緊急通報装置事業に係る貸与の決定等に関すること。	○			
17 老人日常生活用具給付等事業に係る給付の決定等に関すること。	○			
18 徘徊高齢者家族支援サービス事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
19 生きがい活動支援通所事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
20 自立支援給付に関する報告等に関すること。	○			
21 障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給	○			

- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
| 者証の交付に関すること。 | | | | |
| 22 障害福祉サービスの支給量の変更に関すること。 | ○ | | | |
| 23 介護給付費等の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。 | ○ | | | |
| 24 自立支援医療費の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。 | ○ | | | |
| 25 補装具の交付又は修理及び補装具の購入又は修理に要する費用の支給に関すること。 | ○ | | | |
| 26 補装具の交付又は修理の委託に関すること。 | ○ | | | |
| 27 日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること。 | ○ | | | |
| 28 障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の利用のあつせん、調整又は要請に関すること。 | ○ | | | |
| 29 施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。 | ○ | | | |
| 30 更生訓練費又は物品の支給に関すること。 | ○ | | | |
| 31 施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。 | ○ | | | |
| 32 難病患者等日常生活用具給付事業に係る給付の決定等に関すること。 | ○ | | | |
| 33 手話通訳者等の派遣に関すること。 | ○ | | | |
| 34 介護保険被保険者証の再交付に関すること。 | ○ | | | |
| 35 介護保険被保険者証の検認に関すること。 | ○ | | | |
| 36 介護保険資格者証の交付に関する | ○ | | | |

こと。					
37 介護保険第1号被保険者に係る介護保険料（以下この表において「介護保険第1号保険料」という。）の滞納に係る調査又は検査に関すること。		○			
38 介護保険第1号保険料の滞納金の徴収に関すること。		○			
39 介護保険第1号保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。		○			
40 介護保険第1号保険料の徴収猶予に関すること。		○			
41 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。		○			
42 国民健康保険被保険者証の交付（被保険者証の更新を除く。）に関すること。	○				
43 国民健康保険料に係る納入通知書の再発行に関すること。	○				
44 国民健康保険料の滞納に係る調査又は検査に関すること。		○			
45 国民健康保険料の滞納金の徴収に関すること。		○			
46 国民健康保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。		○			
47 国民健康保険料の徴収猶予に関すること。		○			
48 福祉医療費に係る受給資格証の交付に関すること。	○				
49 福祉医療費に係る受給資格証の再交付に関すること。	○				
50 老人保健医療受給者の資格の取得及び喪失に関すること。		○			
51 老人保健医療に係る被保険者証の交付（更新を除く。）及び再発行に	○				

	関すること。					
	52 老人保健医療費等の標準負担額の減額に関すること。		○			

別表第6 久居総合支所の表産業課の項を次のように改める。

産業課	1 鳥獣飼養の登録票の交付に関する こと。		○			
	2 農林水産業等への被害防止のため の鳥獣の捕獲の許可に関する こと。		○			
	3 家畜及び家きんの防疫及び衛生に 関すること。		○			
	4 森林施業に伴う立入調査等及び勸 告に関する こと。		○			
	5 火入れの許可に関する こと。		○			

別表第6 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の項を次のように改める。

市民福祉課	1 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に 係る届書及び申請書の受理及び処 理に関する こと。		○			
	2 原動機付自転車等の標識の交付等 に関する こと。	○				
	3 自動車の臨時運行の許可及び標識 に関する こと。	○				
	4 軽自動車税の減免に関する こと。		○			
	5 個人の市民税及び県民税の賦課に 関すること。		○			
	6 個人の市民税等の納税通知書の発 送に関する こと。	○				
	7 個人の市民税等に係る納税管理人 申告書の届出に関する こと。	○				
	8 固定資産税及び都市計画税の賦課 に関する こと。		○			
	9 固定資産税及び都市計画税の納税	○				

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 通知書の発送に関すること。 | | | | | |
| 10 固定資産税等に係る相続の開始における相続人代表者の届出に関する
こと。 | ○ | | | | |
| 11 市民税等の指導及び相談に関する
こと。 | | ○ | | | |
| 12 市民税等の納付書及び納入書の再
発行等に関すること。 | | | ○ | | |
| 13 福祉バスの運行及び管理に関する
こと。 | | | | ○ | |
| 14 児童手当に係る認定請求書の処理
に関すること。 | | | | | ○ |
| 15 児童福祉法に基づく児童及び妊産
婦の福祉に関する相談並びに調査指
導の実施及び報告に関すること。 | | | | | ○ |
| 16 児童虐待の防止等に係る相談及び
調査指導等の実施に関すること。 | | | | | ○ |
| 17 はり・きゅう・マッサージ施術費
助成事業に係る助成券の交付決定に
関すること。 | | | | | ○ |
| 18 生活管理指導短期宿泊事業に係る
利用の決定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 19 配食サービス事業に係る利用の決
定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 20 外出支援サービス事業に係る利用
の決定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 21 軽度生活家事援助事業に係る利用
の決定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 22 紙おむつ等給付事業に係る給付の
決定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 23 訪問理美容サービス事業に係る利
用の決定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 24 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業
に係る利用の決定等に関すること。 | | | | | ○ |
| 25 高齢者生活支援事業見守りケー | | | | | ○ |

ブルに関すること。				
26 高齢者生活福祉センター居住事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
27 外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る認定及び支給の決定等に関すること。	○			
28 老人福祉電話事業に係る貸与の決定等に関すること。	○			
29 緊急通報装置事業に係る貸与の決定等に関すること。	○			
30 老人日常生活用具給付等事業に係る給付の決定等に関すること。	○			
31 徘徊高齢者家族支援サービス事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
32 生きがい活動支援通所事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
33 自立支援給付に関する報告等に関すること。	○			
34 障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関すること。	○			
35 障害福祉サービスの支給量の変更に関すること。	○			
36 介護給付費等の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
37 自立支援医療費の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
38 補装具の交付又は修理及び補装具の購入又は修理に要する費用の支給に関すること。	○			
39 補装具の交付又は修理の委託に関すること。	○			
40 日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること	○			
41 障害福祉サービス事業その他の事	○			

- | | | | | |
|--|---|--|--|--|
| 業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の利用のあつせん、調整又は要請に関すること。 | | | | |
| 42 施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。 | ○ | | | |
| 43 更生訓練費又は物品の支給に関すること。 | ○ | | | |
| 44 施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。 | ○ | | | |
| 45 難病患者等日常生活用具給付事業に係る給付の決定等に関すること。 | ○ | | | |
| 46 手話通訳者等の派遣に関すること。 | ○ | | | |
| 47 介護保険被保険者証の再交付に関すること。 | ○ | | | |
| 48 介護保険被保険者証の検認に関すること。 | ○ | | | |
| 49 介護保険資格者証の交付に関すること。 | ○ | | | |
| 50 介護保険第1号被保険者に係る介護保険料（以下この表において「介護保険第1号保険料」という。）の滞納に係る調査又は検査に関すること。 | ○ | | | |
| 51 介護保険第1号保険料の滞納金の徴収に関すること。 | ○ | | | |
| 52 介護保険第1号保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。 | ○ | | | |
| 53 介護保険第1号保険料の徴収猶予に関すること。 | ○ | | | |
| 54 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。 | ○ | | | |
| 55 国民健康保険被保険者証の交付 | ○ | | | |

	(被保険者証の更新を除く。)に関する こと。				
56	国民健康保険料に係る納入通知書の再発行に関する こと。	○			
57	国民健康保険料の滞納に係る調査又は検査に関する こと。		○		
58	国民健康保険料の滞納金の徴収に関する こと。		○		
59	国民健康保険料の延滞金及び加算金の徴収に関する こと。		○		
60	国民健康保険料の徴収猶予に関する こと。		○		
61	福祉医療費に係る受給資格証の交付に関する こと。	○			
62	福祉医療費に係る受給資格証の再交付に関する こと。	○			
63	老人保健医療受給者の資格の取得及び喪失に関する こと。		○		
64	老人保健医療に係る被保険者証の交付(更新を除く。)及び再発行に関する こと。	○			
65	老人保健医療費等の標準負担額の減額に関する こと。		○		

別表第6 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表産業建設課の項を次のように改める。

産業建設 課	1	鳥獣飼養の登録票の交付に関する こと。		○		
	2	農林水産業等への被害防止のための鳥獣の捕獲の許可に関する こと。		○		
	3	家畜及び家きんの防疫及び衛生に関する こと。		○		
	4	森林施業に伴う立入調査等及び勧告に関する こと。		○		

5	火入れの許可に関する事						
6	公園の使用の許可及びその取消しに関する事						
7	公園に係る使用料の納入通知書の発行に関する事	○					
8	公園に係る使用料の減免に関する事		○				
9	道路橋りょう等の維持及び補修に関する事			○			
10	流域下水道事業の調整に関する事				○	軽易なものの	やや重要なものの
11	排水設備の普及、指導及び検査に関する事				○		
12	下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関する事				○		
13	特定事業場に係る設置申請の審査に関する事				○		
14	公共下水道使用者の指導及び公共下水道の使用に係る啓発に関する事				○		
15	公共下水道事業受益者負担金の収納に関する事				○		
16	公共下水道事業受益者負担金の滞納金の徴収に関する事				○		
17	公共下水道事業受益者負担金の納入通知書の再発行に関する事	○					
18	公共下水道事業受益者負担金の減免及び徴収猶予に関する事				○		
19	排除汚水量の認定に関する事				○		
20	下水道使用料の収納に関する事				○		
21	下水道使用料の滞納金の徴収に関する事				○		

22	下水道使用料の納入通知書の再発行に関する事	○				
23	下水道使用料の減免に関する事		○			
24	加入金の収納に関する事		○			
25	加入金の滞納金の徴収に関する事		○			
26	加入金の納入通知書の再発行に関する事	○				
27	既設汚水管への公共ます等の設置の決定等に関する事		○			
28	準用河川と民有地との境界査定等に関する事		○			

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日 揭示済)